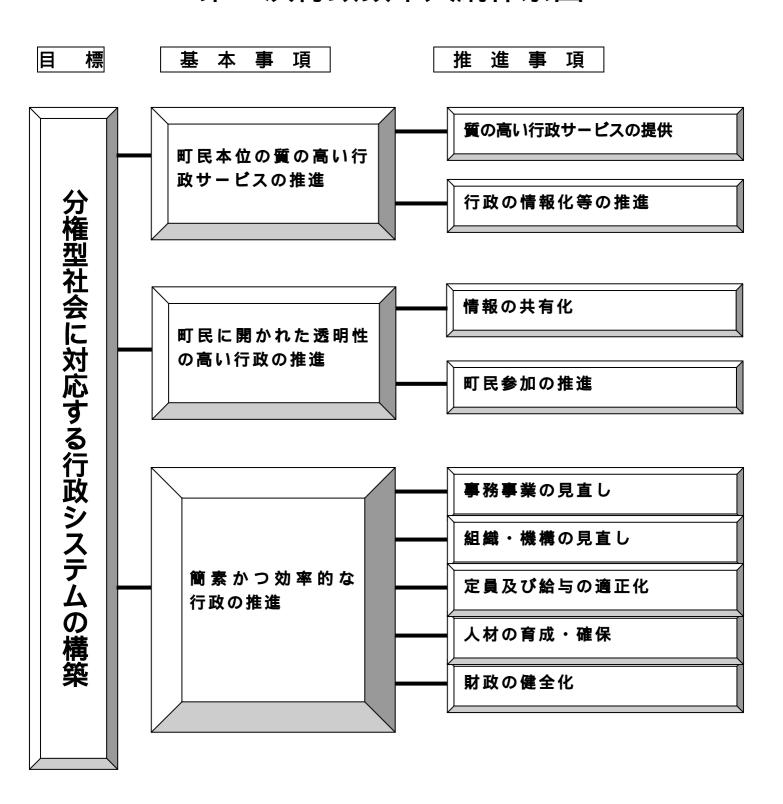
第3次行政改革大綱

大磯町

第3次行政改革大綱体系図



はじめに

国立社会保障・人口問題研究所は、日本の将来推計人口(平成 14 年 1 月推計、中位推計)を 2006年に人口のピークに達した後、減少に転じると予想しています。

人口の減少を目前に控え、低経済成長、少子・高齢化、町民の価値観の多様化、環境・資源の有限性等社会経済情勢が大きく変化しつつあります。

このような中で、地方分権の推進が実施の段階となり、町においては自らの責任において、社会経済情勢の変化へのしなやかな対応ができるよう地方分権型行政システムへ移行し、町民の福祉の増進と地域に根ざした個性的で活力のある社会を構築していくことが必要です。

町は、第2次大磯町行政改革大綱に基づいて行政改革の推進に取り組んできていますが、上記のような状況を踏まえ、町民の期待に応えるためにも、新たな視点に立った一層の行政改革への取組みが不可欠です。

このような背景から、第3次行政改革大綱を策定し、積極的な行財政改革の推進に努めます。

1 目標期間

平成 15 年度から平成 19 年度の 5 ヵ年を目標期間とします。

2 基本事項

- (1) 町民本位の質の高い行政サービスの推進
- (2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進
- (3) 簡素かつ効率的な行政の推進

3 推進事項

(1) 町民本位の質の高い行政サービスの推進

多様化する町民のニーズを把握し、そのニーズに的確に対応できる行政運営に努めるとともに町 民の立場に立った行政サービスを推進します。

ア 質の高い行政サービスの提供

町民のニーズに合った行政サービスの提供に努めるとともに、窓口の一元化の導入を検討し町 民の利便性の向上を図ります。

イ 行政の情報化等の推進

IT(情報技術)を積極的に取り入れ、庁内 LAN(情報通信網)の整備、インターネットの活用、各種情報システムの整備等に積極的に取組み、行政手続の電子化や行政サービスの向上を図ります。

(2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進

分権型社会においては、町の自己決定、自己責任が大幅に拡大するとともに、町民と協働して施 策の展開を図る必要があります。このため、町民との情報の共有や意思形成過程の透明性の向上を図 ります。

ア 情報の共有化

町政に関する幅広い情報を様々な情報通信手段を活用して分かりやすく町民に提供するとと もに、情報公開制度の運用の適正化を図ります。また、町政に対する町民意思の把握の充実に努 めます。

イ 町民参加の推進

行政の意思決定に早い段階から町民が関与し、幅広い町民の意見が意思形成過程に反映できる 制度を整備し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ります。

(3) 簡素かつ効率的な行政の推進

サービス精神と経営感覚に立脚し、簡素かつ効率的に事業を行い、その成果を重視するとともに、町の実情に応じて創意工夫を講じ、より総合的な行政サービスと施策展開を図ります。

ア 事務事業の見直し

- ・行政の関与の妥当性や必要性、受益と負担の公平性及び行政の効率性や有効性等を十分検証し、 政策体系全体の目標達成や優先度評価により一層の事務事業の整理合理化を図ります。・事務 手続の簡略化に努めるとともに、行政運営の効率化や町民サービスの向上のため事務事業を精 査し、民間委託等が適当なものについては計画的に民間委託等を推進します。また、自治体施 設の相互間利用やごみ処理の広域化の検討など、広域行政についても実施可能な事務について は実現に向けて推進します。
- ・補助金等は、行政の責任範囲、経費負担のあり方及び行政効果等を十分吟味の上、廃止、統合により整理合理化を図ります。また、補助金等については終期の設定や不断の見直しを行い、 新規の補助金等を設ける場合には既存の補助金等の整理を図ります。

イ 組織・機構の見直し

- ・少子・高齢化、情報化、環境・資源の有限性等の社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や町 民の複雑・多岐にわたる行政需要に的確に対応した施策を総合的かつ機能的に展開できるよう 組織・執行体制の見直しを図ります。
- ・組織・執行体制の見直しに当たっては、事務事業を円滑に進めることができる簡素で効率的な ものとするとともに、審議会等についても合理化を図ります。
- ・会館等の公共施設は、施設の改修等によりできる限り既存の有効活用を図るとともに新設については、当該施設の役割や維持管理経費等を多角的に検討し、管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に努めます。

ウ 定員及び給与の適正化

・定員管理に当たっては、事務事業の見直しや組織・執行体制の見直しを進めることにより、極力定員の縮減を行い定員管理の適正化を図ります。

・給与水準の適正化を図るとともに、諸手当についてはその内容を精査し、制度の趣旨に合致していないものについては見直しを図ります。

エ 人材の育成・確保

- ・ 職員採用計画を策定し、職員の能力開発を効果的に進めるため、人材育成の目的、方策等を 明らかにした人材育成に関する基本方針の策定を図ります。
- ・人材育成に当たっては、分権型社会の職員に求められる政策形成能力や政策法務能力の向上を 目指し、多様な研修機会の提供や研修内容の充実により総合的な人材育成を図ります。
- ・人材確保に当たっては、職員採用計画を策定し多様な人材の確保に努めます。

オ 財政の健全化

- ・経費全般について見直しを行い、節減合理化を図り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の厳正な執行を図ります。
- ・地方税の徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化等により 自主財源の確保を図ります。
- ・財政分析指標や貸借対照表等を組み合わせて財政状況を総合的に把握し、財政運営の健全性の 確保を図ります。

4 実施計画

大綱に基づき、行政改革を計画的に推進するため、年次別の具体的な改革・改善目標を明らかにした実施計画を策定します。

この改革・改善目標は、できる限り数値目標とし、町民に分かりやすい方法で公表します。 なお、実施計画の項目及び目標期間は、大綱に準ずるものとします。